高校生等奨学給付金における新型コロナウイルスへの対応

②

1. 高校生等奨学給付金の概要

○ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費など

○ 都道府県が行う事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率　1／3）

2. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた新たな対応

（1）家計急変世帯への支援の実施

○ 保護者の失職などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯を新たに対象に追加。

○ 家計急変後、どのタイミングでも申請の受付が可能。

※ 通常は、年1回（7月）の申請

（2）一部給付の早期化

○ 特に入学時の負担が大きい新入生について、4～6月分相当（給付額の1／4）の前倒し給付を実施。

※ 4～6月分相当は前年度の課税証明書等により判定

※ 7月～翌年3月分相当（給付額の3／4）は当該年度の課税証明書等により判定

高校生等が安心して学ぶことができる教育環境を確保